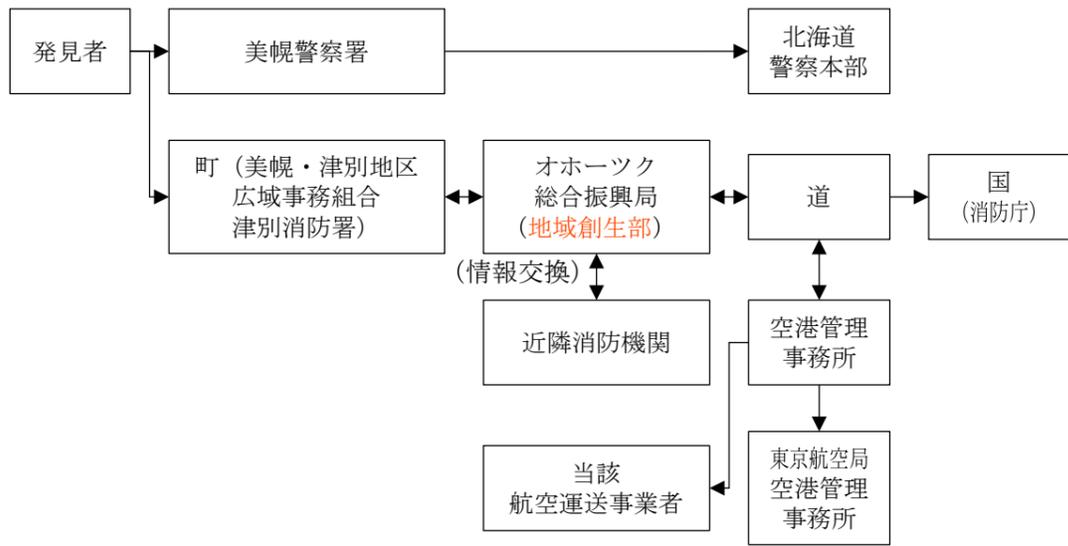
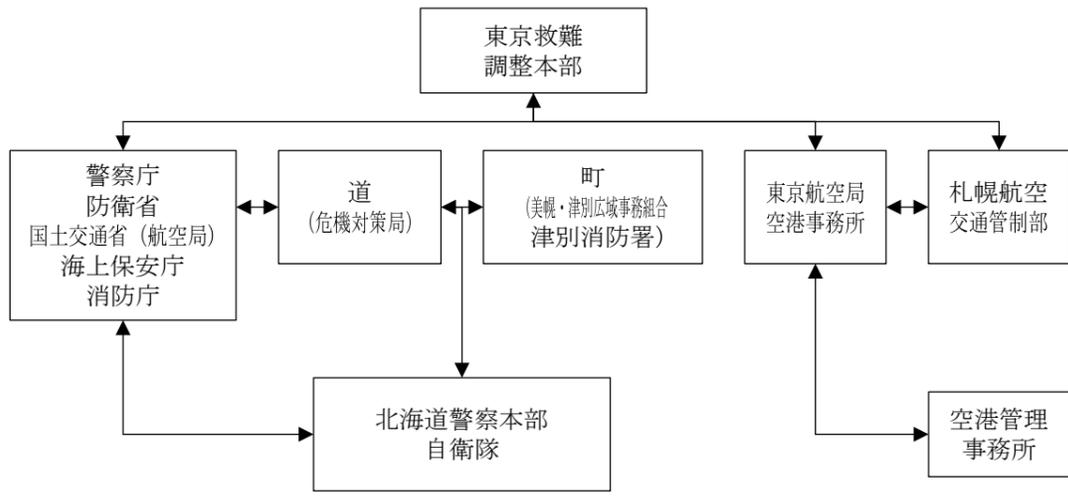
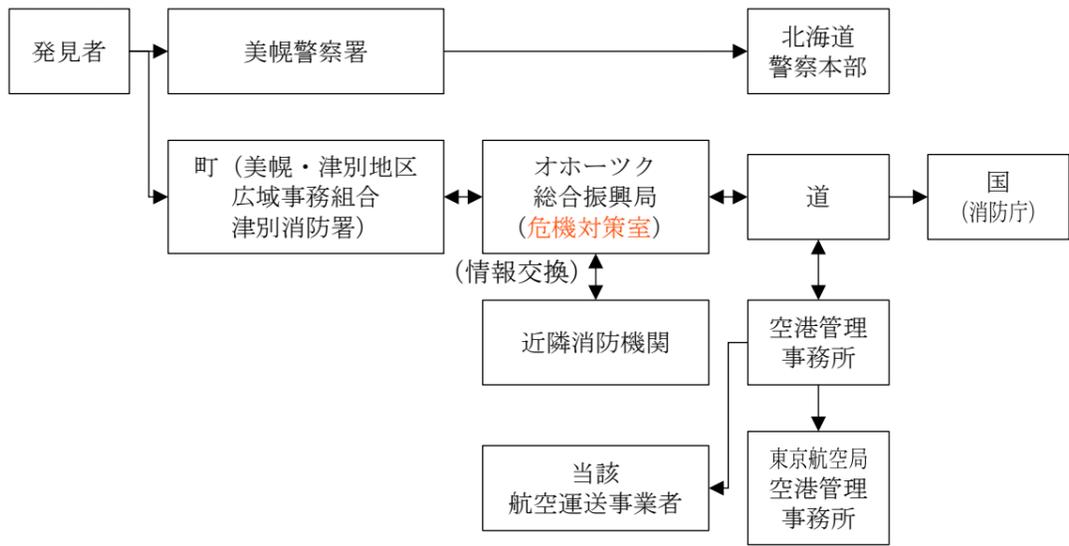
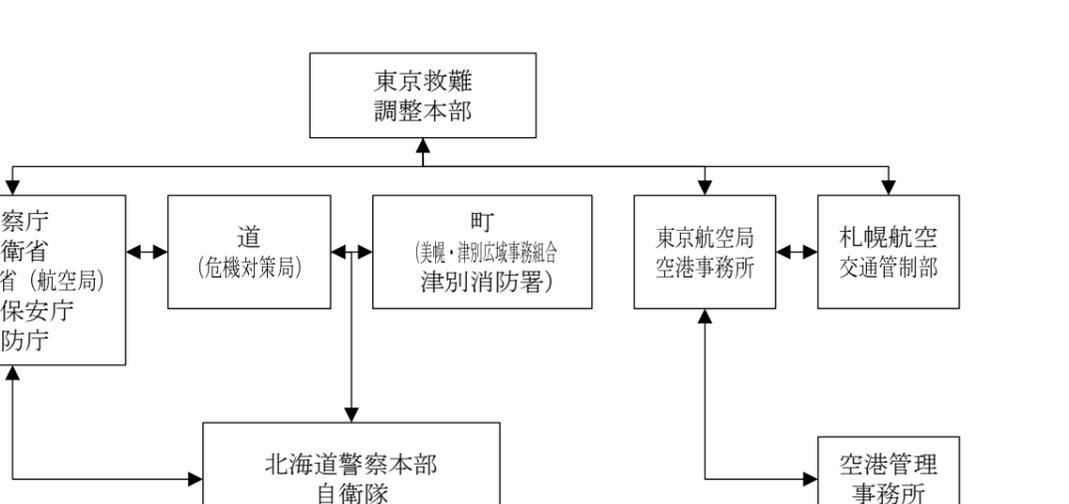


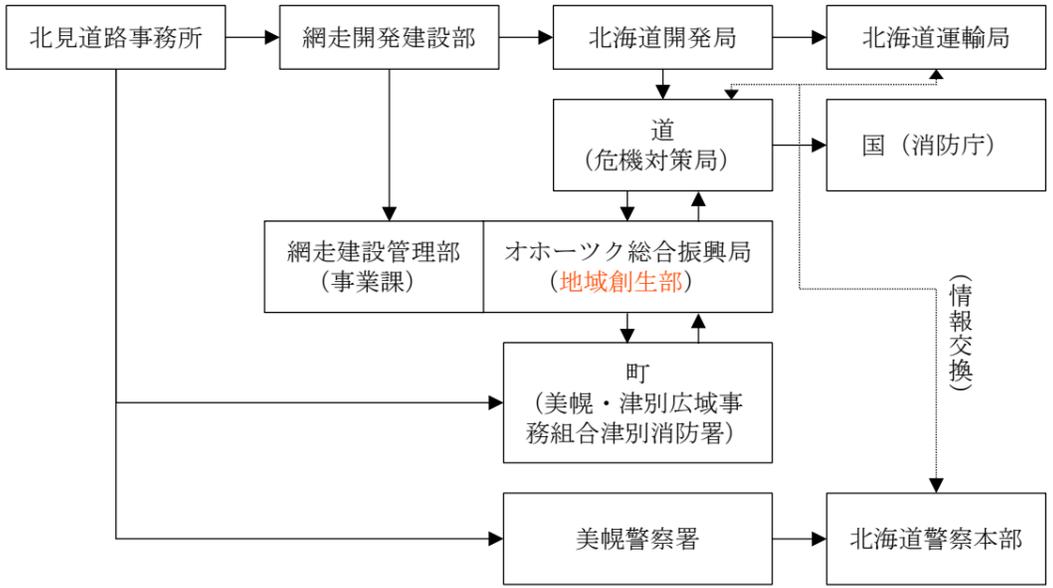
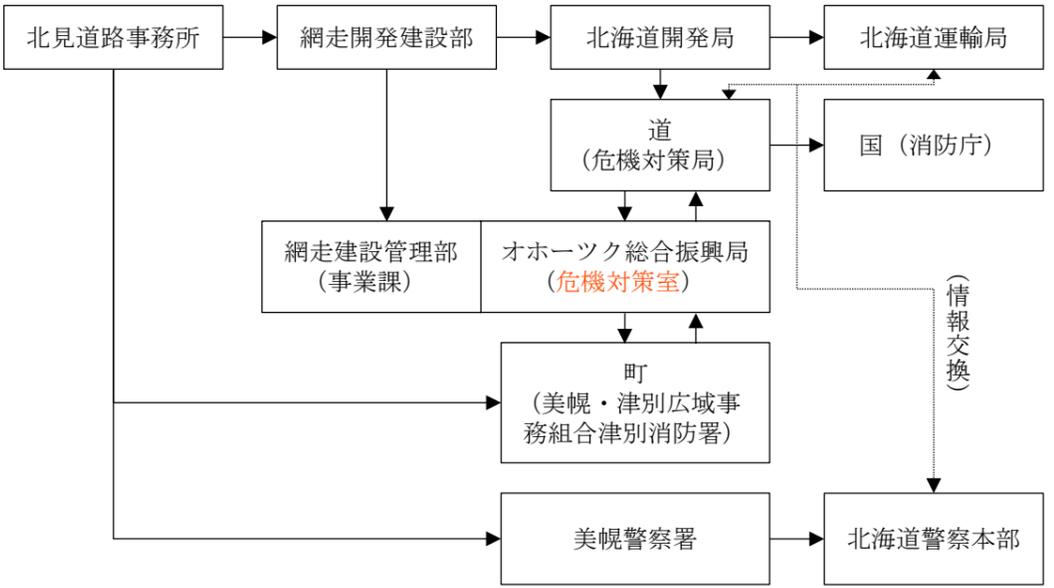
現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第8章 事故災害対策計画 第1節 航空災害対策計画 第1 基本方針 町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防 町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。</p> <p>1 情報通信手段の整備 （1）災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。 （2）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。</p> <p>2 災害広報体制の整備 災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。</p>	<p>第8章 事故災害対策計画 第1節 航空災害対策計画 第1 基本方針 町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防 町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。</p> <p>1 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者 （1）航空運送事業者は航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。 （2）迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。 （3）災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。 （4）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。 （5）災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。 （6）災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。 （7）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 航空運送事業者 （1）航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。 （2）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。 （3）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（削除） 第3の1の（2）と重複するため削除</p> <p>（削除） 第3の2と重複するため削除</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>ア 発生地点が明確な場合</p>  <p>イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）</p>  <p>(2) 実施事項</p> <p>ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。</p> <p>イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p> <p>ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。</p>	<p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>ア 発生地点が明確な場合</p>  <p>イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）</p>  <p>(2) 実施事項</p> <p>ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p>イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。</p> <p>ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。</p> <p>（1）実施機関</p> <p>東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町（美幌・津別広域事務組合）、道、北海道警察（美幌警察署）</p> <p>（2）実施事項</p> <p>ア 被災者の家族等への広報</p> <p>町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。</p> <p>（ア）航空災害の状況</p> <p>（イ）家族等の安否情報</p> <p>（ウ）医療機関等の情報</p> <p>（エ）町及び関係機関の災害応急対策に関する情報</p> <p>（オ）その他必要な事項</p> <p>イ 旅客及び地域住民等への広報</p> <p>町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <p>（ア）航空災害の状況</p> <p>（イ）旅客及び乗務員等の安否情報</p> <p>（ウ）医療機関等の情報</p> <p>（エ）町及び関係機関の災害応急対策に関する情報</p> <p>（オ）航空輸送復旧の見通し</p> <p>（カ）避難の必要性等、地域に与える影響</p> <p>（キ）その他必要な事項</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>（1）町</p> <p>町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（2）防災関係機関</p> <p>関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（3）災害対策現地合同本部の設置</p> <p>道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 搜索活動</p> <p>航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれへ</p>	<p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。</p> <p>（1）実施機関</p> <p>東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町（美幌・津別広域事務組合）、道、北海道警察（美幌警察署）</p> <p>（2）実施事項</p> <p>ア 被災者の家族等への広報</p> <p>町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。</p> <p>（ア）航空災害の状況</p> <p>（イ）家族等の安否情報</p> <p>（ウ）医療機関等の情報</p> <p>（エ）町及び関係機関の災害応急対策に関する情報</p> <p>（オ）その他必要な事項</p> <p>イ 旅客及び地域住民等への広報</p> <p>町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <p>（ア）航空災害の状況</p> <p>（イ）旅客及び乗務員等の安否情報</p> <p>（ウ）医療機関等の情報</p> <p>（エ）町及び関係機関の災害応急対策に関する情報</p> <p>（オ）航空輸送復旧の見通し</p> <p>（カ）避難の必要性等、地域に与える影響</p> <p>（キ）その他必要な事項</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>（1）町</p> <p>町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（2）防災関係機関</p> <p>関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（3）災害対策現地合同本部の設置</p> <p>道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 搜索活動</p> <p>航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれへ</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>リコプターなど多様な手段を活用して行う。</p> <p>5 救助救出活動 航空災害時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。</p> <p>6 医療救護活動 航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、オホーツク総合振興局保健環境部北見保健所等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。</p> <p>7 消防活動 航空災害時における消防活動は、次により実施する。 （1）美幌・津別広域事務組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。 （2）美幌・津別広域事務組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。</p> <p>8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。</p> <p>9 交通規制 美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を行う。</p> <p>10 ヘリコプターの要請 航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。</p> <p>11 防疫及び廃棄物処理等 航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。 （1）実施機関 町、道 （2）実施事項 災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」を準用し、的確な応急防疫対策を講ずる。 また、第5章第31節「廃棄物処理等計画」を準用し、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。</p> <p>12 自衛隊派遣要請 航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。 町長は、道への自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。</p> <p>13 広域応援 町及び美幌・津別広域事務組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他</p>	<p>リコプターなど多様な手段を活用して行うこととする。</p> <p>5 救助救出活動 航空災害時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。</p> <p>6 医療救護活動 航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、オホーツク総合振興局保健環境部北見保健所等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。</p> <p>7 消防活動 航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。 （1）美幌・津別広域事務組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。 （2）美幌・津別広域事務組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。</p> <p>8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p>9 交通規制 美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を行うものとする。</p> <p>10 ヘリコプターの要請 航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。</p> <p>11 防疫及び廃棄物処理等 航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。 （1）実施機関 町、道 （2）実施事項 災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」を準用し、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。 また、第5章第31節「廃棄物処理等計画」を準用し、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。</p> <p>12 自衛隊派遣要請 航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。 町長は、道への自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>13 広域応援 町及び美幌・津別広域事務組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>都府県及び国へ応援を要請する。</p> <p>第2節 道路災害対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防</p> <p>町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。</p> <p>1 実施事項</p> <p>（1）道路管理者</p> <p>ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。</p> <p>また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。</p> <p>イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。</p> <p>ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。</p> <p>エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。</p> <p>オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。</p> <p>カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。</p> <p>キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。</p> <p>（2）美幌警察署</p> <p>道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。</p> <p>（3）町</p> <p>ア 情報通信手段の整備</p> <p>（ア）災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。</p> <p>（イ）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。</p> <p>イ 災害広報体制の整備</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災</p>	<p>都府県及び国へ応援を要請するものとする。</p> <p>第2節 道路災害対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防</p> <p>町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。</p> <p>1 実施事項</p> <p>（1）道路管理者</p> <p>ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。</p> <p>エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。</p> <p>オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。</p> <p>キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。</p> <p>ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。</p> <p>（2）美幌警察署</p> <p>道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（3）町</p> <p>ア 情報通信手段の整備</p> <p>（ア）災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。</p> <p>（イ）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。</p> <p>イ 災害広報体制の整備</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>害広報体制の整備充実を図る。</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。</p> <p>（1）情報連絡系統</p> <p>道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>ア 国の管理する道路の場合</p>  <pre> graph TD A[北見道路事務所] --> B[網走開発建設部] B --> C[北海道開発局] C --> D[北海道運輸局] B --> E[道(危機対策局)] C --> E E --> F[国(消防庁)] B --> G[網走建設管理部(事業課)] G --> H[オホーツク総合振興局(地域創生部)] H --> I[町(美幌・津別広域事務組合津別消防署)] I --> J[美幌警察署] J --> K[北海道警察本部] E -.-> L[情報交換] L -.-> K </pre>	<p>害広報体制の整備充実を図る。</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>（1）情報連絡系統</p> <p>道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>ア 国の管理する道路の場合</p>  <pre> graph TD A[北見道路事務所] --> B[網走開発建設部] B --> C[北海道開発局] C --> D[北海道運輸局] B --> E[道(危機対策局)] C --> E E --> F[国(消防庁)] B --> G[網走建設管理部(事業課)] G --> H[オホーツク総合振興局(危機対策室)] H --> I[町(美幌・津別広域事務組合津別消防署)] I --> J[美幌警察署] J --> K[北海道警察本部] E -.-> L[情報交換] L -.-> K </pre>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>イ 道の管理する道路の場合</p> <p>ウ 町の管理する道路の場合</p>	<p>イ 道の管理する道路の場合</p> <p>ウ 町の管理する道路の場合</p>	
<p>(2) 実施事項</p> <p>ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。</p> <p>イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p> <p>ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。</p>	<p>(2) 実施事項</p> <p>ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p>イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。</p> <p>ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。</p> <p>（1）実施機関</p> <p>道路管理者、町（美幌・津別広域事務組合津別消防署）、道、美幌警察署</p> <p>（2）実施事項</p> <p>ア 被災者の家族等への広報</p> <p>町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。</p> <p>（ア）道路災害の状況</p> <p>（イ）家族等の安否情報</p> <p>（ウ）医療機関等の情報</p> <p>（エ）町及び関係機関等の災害応急対策に関する情報</p> <p>（オ）その他必要な事項</p> <p>イ 道路利用者及び地域住民等への広報</p> <p>町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <p>（ア）道路災害の状況</p> <p>（イ）被災者の安否情報</p> <p>（ウ）医療機関等の情報</p> <p>（エ）町及び関係機関の災害応急対策に関する情報</p> <p>（オ）施設等の復旧状況</p> <p>（カ）避難の必要性等、地域に与える影響</p> <p>（キ）その他必要な事項</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>（1）町</p> <p>町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（2）防災関係機関</p> <p>関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（3）災害対策現地合同本部の設置</p> <p>道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 救助救出活動</p> <p>道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第10節「救助救出計画」を準用する。</p>	<p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。</p> <p>（1）実施機関</p> <p>道路管理者、町（美幌・津別広域事務組合津別消防署）、道、美幌警察署</p> <p>（2）実施事項</p> <p>ア 被災者の家族等への広報</p> <p>町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。</p> <p>（ア）道路災害の状況</p> <p>（イ）家族等の安否情報</p> <p>（ウ）医療機関等の情報</p> <p>（エ）町及び関係機関等の災害応急対策に関する情報</p> <p>（オ）その他必要な事項</p> <p>イ 道路利用者及び地域住民等への広報</p> <p>町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <p>（ア）道路災害の状況</p> <p>（イ）被災者の安否情報</p> <p>（ウ）医療機関等の情報</p> <p>（エ）町及び関係機関の災害応急対策に関する情報</p> <p>（オ）施設等の復旧状況</p> <p>（カ）避難の必要性等、地域に与える影響</p> <p>（キ）その他必要な事項</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>（1）町</p> <p>町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（2）防災関係機関</p> <p>関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（3）災害対策現地合同本部の設置</p> <p>道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 救助救出活動</p> <p>道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」を準用する。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>5 医療救護活動 道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。</p> <p>6 消防活動 道路災害時における消防活動は、次により実施する。</p> <p>（1）道路管理者 道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。</p> <p>（2）消防機関（美幌・津別広域事務組合津別消防署）</p> <p>ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。</p> <p>イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。</p> <p>7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。</p> <p>8 交通規制 道路災害時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用するほか、次により実施する。</p> <p>（1）美幌警察署 道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。</p> <p>（2）道路管理者 自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。</p> <p>9 危険物流出対策 道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」を準用して速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。</p> <p>10 ヘリコプターの要請 道路災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。</p> <p>11 自衛隊派遣要請 道路災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、町長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。</p> <p>12 広域応援 町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。</p>	<p>5 医療救護活動 道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。</p> <p>6 消防活動 道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。</p> <p>（1）道路管理者 道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。</p> <p>（2）消防機関（美幌・津別広域事務組合津別消防署）</p> <p>ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。</p> <p>イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。</p> <p>7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p>8 交通規制 道路災害時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用するほか、次により実施するものとする。</p> <p>（1）美幌警察署 道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。</p> <p>（2）道路管理者 自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。</p> <p>9 危険物流出対策 道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」を準用して速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。</p> <p>10 ヘリコプターの要請 道路災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。</p> <p>11 自衛隊派遣要請 道路災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、町長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。</p> <p>12 広域応援 町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>13 災害復旧</p> <p>道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。</p> <p>(1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。</p> <p>(2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。</p> <p>(3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。</p> <p>(4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。</p> <p>第3節 危険物等災害対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第2 危険物の定義</p> <p>1 危険物</p> <p>消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの 《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など</p> <p>2 火薬類</p> <p>火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの 《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など</p> <p>3 高圧ガス</p> <p>高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの 《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど</p> <p>4 毒物・劇物</p> <p>毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの 《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など</p> <p>5 放射性物質</p> <p>放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。</p> <p>第3 災害予防</p> <p>危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。</p> <p>1 危険物等災害予防</p> <p>(1) 事業者</p> <p>ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。</p>	<p>13 災害復旧</p> <p>道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。</p> <p>(1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。</p> <p>(3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。</p> <p>(4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。</p> <p>第3節 危険物等災害対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第2 危険物の定義</p> <p>1 危険物</p> <p>消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの 《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など</p> <p>2 火薬類</p> <p>火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの 《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など</p> <p>3 高圧ガス</p> <p>高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの 《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど</p> <p>4 毒物・劇物</p> <p>毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの 《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など</p> <p>5 放射性物質</p> <p>放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。</p> <p>第3 災害予防</p> <p>危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。</p> <p>1 危険物等災害予防</p> <p>(1) 事業者</p> <p>ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。</p> <p>（2）美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。</p> <p>イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。</p> <p>（3）美幌警察署</p> <p>必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。</p> <div data-bbox="691 772 1397 821" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料24 危険物事故用資機材</div>	<p>定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。</p> <p>ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。</p> <p>（2）美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。</p> <p>イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。</p> <p>（3）美幌警察署</p> <p>必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。</p> <div data-bbox="1961 772 2668 821" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">資料24 危険物事故用資機材</div> <p>2 火薬類災害予防</p> <p>（1）事業者</p> <p>ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。</p> <p>（2）美幌警察署</p> <p>ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。</p> <p>また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。</p> <p>イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、運搬経路、運搬方法、火薬類の性状及び積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。</p> <p>ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。</p> <p>（3）美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。</p> <p>3 高圧ガス災害予防</p> <p>（1）事業者</p> <p>ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じる</p>	

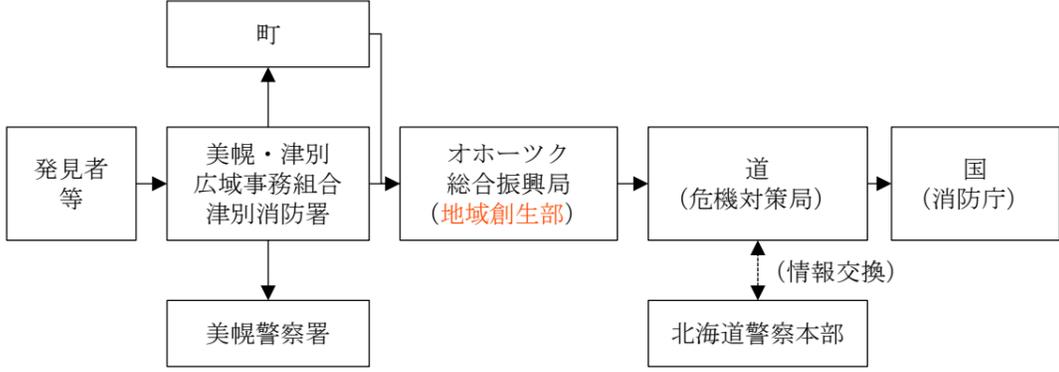
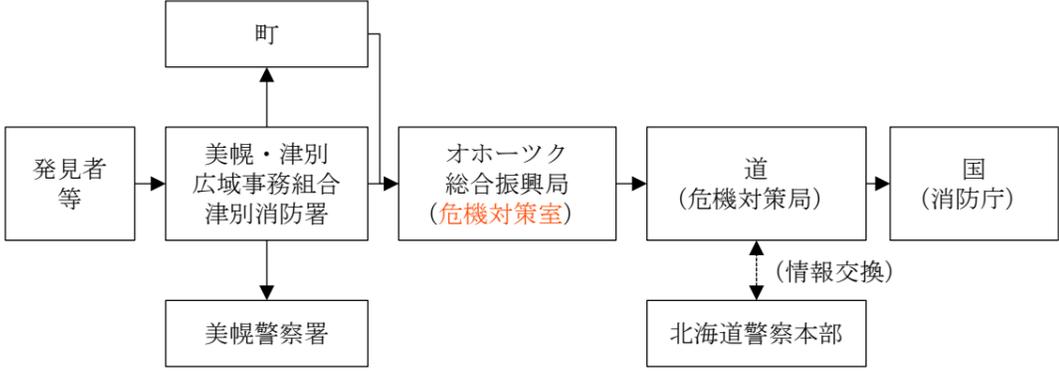
現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
	<p>とともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。</p> <p>（2）美幌警察署</p> <p>ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。</p> <p>イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。</p> <p>（3）美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。</p> <p>4 毒物・劇物災害予防</p> <p>（1）事業者</p> <p>ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。</p> <p>（2）美幌警察署</p> <p>必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。</p> <p>（3）美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。</p> <p>5 放射性物質災害予防</p> <p>（1）事業者</p> <p>ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。</p> <p>イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。</p> <p>（2）美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。</p> <p>（3）美幌警察署</p> <p>ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。</p> <p>イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第4 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 実施事項</p> <p>ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。</p> <p>イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p> <p>ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。</p> <p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>事業者及び消防法に基づく危険物等取扱規制担当機関</p> <p>(2) 実施事項</p> <p>ア 被災者の家族等への広報</p> <p>関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。</p>	<p>発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。</p> <p>第4 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 実施事項</p> <p>ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p>イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。</p> <p>ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。</p> <p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>事業者及び消防法に基づく危険物等取扱規制担当機関</p> <p>(2) 実施事項</p> <p>ア 被災者の家族等への広報</p> <p>関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>(ア) 災害の状況 (イ) 被災者の安否情報 (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響 (エ) 医療機関等の情報 (オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 (カ) その他必要な事項</p> <p>イ 地域住民等への広報 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <p>(ア) 災害の状況 (イ) 被害者の安否情報 (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響 (エ) 医療機関等の情報 (オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響 (キ) その他必要な事項</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>(1) 町 町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(3) 災害対策現地合同本部の設置 道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 災害拡大防止 危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。</p> <p>(1) 事業者 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。</p> <p>(2) 危険物等の取扱規制担当機関 危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。</p> <p>5 消防活動 危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。</p>	<p>(ア) 災害の状況 (イ) 被災者の安否情報 (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響 (エ) 医療機関等の情報 (オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 (カ) その他必要な事項</p> <p>イ 地域住民等への広報 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <p>(ア) 災害の状況 (イ) 被害者の安否情報 (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響 (エ) 医療機関等の情報 (オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響 (キ) その他必要な事項</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>(1) 町 町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防災関係機関 関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(3) 災害対策現地合同本部の設置 道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 災害拡大防止 危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 事業者 的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。</p> <p>(2) 危険物等の取扱規制担当機関 危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。</p> <p>5 消防活動 危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>（１）事業者 消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努める。</p> <p>（２）消防機関 ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。 イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。</p> <p>6 避難措置 町は、防災関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。</p> <p>7 救助救出及び医療救護活動等 町は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、町等関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。</p> <p>8 交通規制 美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。</p> <p>9 危険物等の流出に対する応急対策 （１）危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。 （２）美幌・津別広域事務組合津別消防署及び美幌警察署等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。 （３）危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防災関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。 （４）防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。</p> <p>10 ヘリコプターの要請 危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。</p> <p>11 自衛隊派遣要請 町長は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、道に対して自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>12 広域応援 町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。</p>	<p>（１）事業者 消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。</p> <p>（２）消防機関 ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。 イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。</p> <p>6 避難措置 町は、防災関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。</p> <p>7 救助救出及び医療救護活動等 町は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p>8 交通規制 美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施するものとする。</p> <p>9 危険物等の流出に対する応急対策 （１）危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。 （２）美幌・津別広域事務組合津別消防署及び美幌警察署等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。 （３）危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防災関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。 （４）防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。</p> <p>10 ヘリコプターの要請 危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。</p> <p>11 自衛隊派遣要請 町長は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、道に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</p> <p>12 広域応援 町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>第4節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連携して実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防</p> <p>町及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。</p> <p>1 町、美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>（1）大規模な火事災害に強いまちづくり</p> <p>延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化等、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>（2）火災発生、被害拡大危険区域の把握</p> <p>災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。</p> <p>（3）予防査察の実施</p> <p>多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。</p> <p>（4）防火管理者制度の推進</p> <p>防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。</p> <p>（5）防火思想の普及</p> <p>年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。</p> <p>（6）自主防災組織の育成強化</p> <p>地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。</p> <p>（7）消防水利の確保</p> <p>同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。</p> <p>（8）消防体制の整備</p> <p>消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。</p> <p>（9）防災訓練の実践</p> <p>関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>	<p>第4節 大規模な火事災害対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連携して実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防</p> <p>町及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。</p> <p>1 町、美幌・津別広域事務組合津別消防署</p> <p>（1）大規模な火事災害に強いまちづくり</p> <p>延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化等、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>（2）火災発生、被害拡大危険区域の把握</p> <p>災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。</p> <p>（3）予防査察の実施</p> <p>多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。</p> <p>（4）防火管理者制度の推進</p> <p>防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。</p> <p>（5）防火思想の普及</p> <p>年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。</p> <p>（6）自主防災組織の育成強化</p> <p>地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。</p> <p>（7）消防水利の確保</p> <p>同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。</p> <p>（8）消防体制の整備</p> <p>消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。</p> <p>（9）防災訓練の実践</p> <p>関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考								
<p>(10) 火災警報</p> <p>町長は、道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が以下の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。</p> <p style="text-align: center;">火災警報発令条件</p> <table border="1" data-bbox="231 367 1359 506"> <thead> <tr> <th>振興局名</th> <th>火災警報発令条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>実効湿度66%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 情報通信手段の整備</p> <p>ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。</p> <p>イ 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。</p> <p>(12) 災害広報体制の整備</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p>  <p>(2) 実施事項</p> <p>ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。</p> <p>イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。</p> <p>ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。</p> <p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計</p>	振興局名	火災警報発令条件	オホーツク総合振興局	実効湿度66%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき	<p>(10) 火災警報</p> <p>町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた以下の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。</p> <p style="text-align: center;">火災警報発令条件</p> <table border="1" data-bbox="1507 367 2635 506"> <thead> <tr> <th>振興局名</th> <th>火災警報発令条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オホーツク総合振興局</td> <td>実効湿度66%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(11) 情報通信手段の整備</p> <p>ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。</p> <p>イ 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。</p> <p>(12) 災害広報体制の整備</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。</p>  <p>(2) 実施事項</p> <p>ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p> <p>イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。</p> <p>ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。</p> <p>2 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計</p>	振興局名	火災警報発令条件	オホーツク総合振興局	実効湿度66%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき	
振興局名	火災警報発令条件									
オホーツク総合振興局	実効湿度66%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき									
振興局名	火災警報発令条件									
オホーツク総合振興局	実効湿度66%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき									

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>画」を準用するほか、次により実施する。</p> <p>（１）被災者の家族等への広報 町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。</p> <p>ア 災害の状況 イ 家族等の安否状況 ウ 医療機関等の情報 エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 オ その他必要な事項</p> <p>（２）地域住民等への広報 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <p>ア 災害の状況 イ 被災者の安否情報 ウ 医療機関等の情報 エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 オ 避難の必要性等、地域に与える影響 カ その他必要な事項</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>（１）町 町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（２）防災関係機関 関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（３）災害対策現地合同本部の設置 道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 消防活動 消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。</p> <p>（１）現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。 （２）避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。 （３）消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。</p> <p>5 避難措置 町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施する。</p>	<p>計画」を準用するほか、次により実施するものとする。</p> <p>（１）被災者の家族等への広報 町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。</p> <p>ア 災害の状況 イ 家族等の安否状況 ウ 医療機関等の情報 エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 オ その他必要な事項</p> <p>（２）地域住民等への広報 町及び関係機関は、報道機関を通じ、または広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <p>ア 災害の状況 イ 被災者の安否情報 ウ 医療機関等の情報 エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 オ 避難の必要性等、地域に与える影響 カ その他必要な事項</p> <p>3 応急活動体制</p> <p>（１）町 町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（２）防災関係機関 関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（３）災害対策現地合同本部の設置 道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 消防活動 消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。</p> <p>（１）現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。 （２）避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。 （３）消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。</p> <p>5 避難措置 町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施するものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>6 救助救出及び医療救護活動等</p> <p>町等各関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。</p> <p>7 交通規制</p> <p>美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。</p> <p>8 ヘリコプターの要請</p> <p>大規模な火事災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。</p> <p>9 自衛隊派遣要請</p> <p>災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>10 広域応援</p> <p>町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第9節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。</p> <p>第4 災害復旧</p> <p>大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、第9章「災害復旧・被災者援護計画」を準用し、迅速かつ円滑に復旧を進める。</p> <p>第5節 林野火災対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防</p> <p>1 実施事項</p> <p>林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、次により対策を講ずる。</p> <p>（1）町、道（オホーツク総合振興局森林室）</p> <p>ア 一般入林者対策</p> <p>登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。</p> <p>（ア）タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。</p> <p>（イ）入林の承認申請や届出等について指導する。</p> <p>（ウ）火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。</p> <p>（エ）観光関係者による予防意識の啓発を図る。</p>	<p>6 救助救出及び医療救護活動等</p> <p>町等各関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。</p> <p>7 交通規制</p> <p>美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施するものとする。</p> <p>8 ヘリコプターの要請</p> <p>大規模な火事災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請するものとする。</p> <p>9 自衛隊派遣要請</p> <p>災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</p> <p>10 広域応援</p> <p>町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。</p> <p>第4 災害復旧</p> <p>大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、第9章「災害復旧・被災者援護計画」を準用し、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。</p> <p>第5節 林野火災対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>広範囲にわたる林野の焼失等の災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防</p> <p>1 実施事項</p> <p>林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、次により対策を講ずるものとする。</p> <p>（1）町、道（オホーツク総合振興局森林室）</p> <p>ア 一般入林者対策</p> <p>登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。</p> <p>（ア）タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。</p> <p>（イ）入林の承認申請や届出等について指導する。</p> <p>（ウ）火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。</p> <p>（エ）観光関係者による予防意識の啓発を図る。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>イ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）対策</p> <p>林野火災危険期間（おおむね4月～6月。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。</p> <p>（ア）森林法（昭和26年6月26日法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。</p> <p>（イ）火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。</p> <p>（ウ）火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。</p> <p>（エ）火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。</p> <p>ウ 消火資機材等の整備</p> <p>（ア）林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。</p> <p>（イ）ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。</p> <p>（2）森林所有者</p> <p>森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。</p> <p>ア 入林者に対する防火啓発</p> <p>イ 巡視</p> <p>ウ 無断入林者に対する指導</p> <p>エ 火入れに対する安全対策</p> <p>（3）林内事業者</p> <p>林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。</p> <p>ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置</p> <p>イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備</p> <p>ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立</p> <p>（4）自衛隊</p> <p>自衛隊は、林野火災危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。</p> <p>ア 演習地出入者に対する防火啓発</p> <p>イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立</p> <p>ウ 危険区域の標示</p> <p>エ 防火線の設定</p> <p>オ 巡視員の配置</p> <p>（5）バス等運送業者</p> <p>バス等運送業者は、林野火災危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知</p>	<p>イ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）対策</p> <p>林野火災危険期間（おおむね4月～6月。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。</p> <p>（ア）森林法（昭和26年6月26日法律第249号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。</p> <p>（イ）火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。</p> <p>（ウ）火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。</p> <p>（エ）火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。</p> <p>ウ 消火資機材等の整備</p> <p>（ア）林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。</p> <p>（イ）ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。</p> <p>（2）森林所有者</p> <p>森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。</p> <p>ア 入林者に対する防火啓発</p> <p>イ 巡視</p> <p>ウ 無断入林者に対する指導</p> <p>エ 火入れに対する安全対策</p> <p>（3）林内事業者</p> <p>林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。</p> <p>ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置</p> <p>イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備</p> <p>ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立</p> <p>（4）自衛隊</p> <p>自衛隊は、林野火災危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。</p> <p>ア 演習地出入者に対する防火啓発</p> <p>イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立</p> <p>ウ 危険区域の標示</p> <p>エ 防火線の設定</p> <p>オ 巡視員の配置</p> <p>（5）バス等運送業者</p> <p>バス等運送業者は、林野火災危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知</p>	

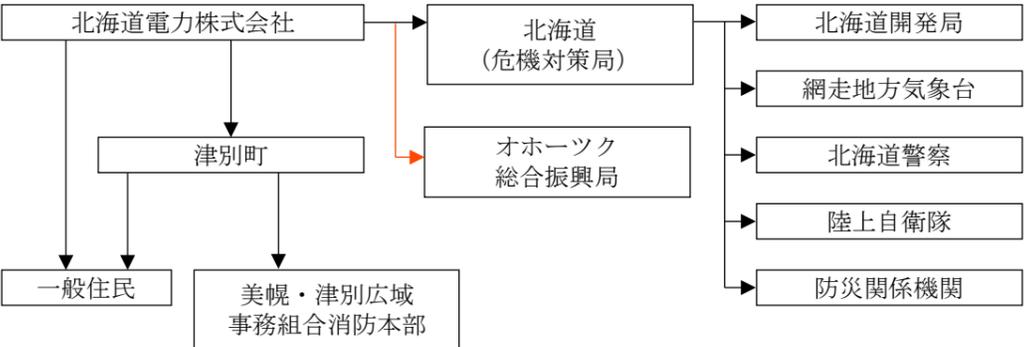
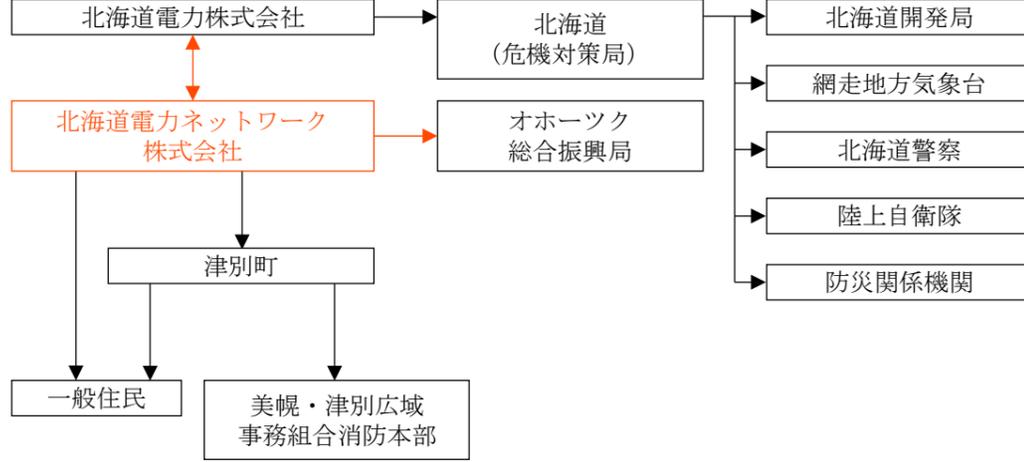
現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考												
<p>方法の確立等によって路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 路線の巡視 イ ポスター掲示等による広報活動 ウ 林野火災の巡視における用地の通行 エ 緊急時における専用電話の利用 <p>2 林野火災予消防対策協議会</p> <p>林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会において、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。</p> <p>（1）全道協議会</p> <p>全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会が推進する。</p> <p>（2）地区協議会</p> <p>オホーツク総合振興局の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関によって構成する地区林野火災予消防対策協議会が推進する。</p> <p>（3）町の組織</p> <p>町の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された津別町林野火災予消防対策協議会が推進する。</p> <p>3 気象情報対策</p> <p>林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次によって警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。</p> <p>（1）火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）</p> <p>林野火災気象通報は、火災気象通報により網走地方気象台が発表及び終了の通報を行う。なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="231 1182 1359 1444"> <caption>火災気象通報の通報基準</caption> <thead> <tr> <th>発表官署</th> <th>地域名（一時細分区域名）</th> <th>通報基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走地方気象台</td> <td>網走地方</td> <td>実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）伝達系統</p> <p>火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。</p>	発表官署	地域名（一時細分区域名）	通報基準	網走地方気象台	網走地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。	<p>方法の確立等によって路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 路線の巡視 イ ポスター掲示等による広報活動 ウ 林野火災の巡視における用地の通行 エ 緊急時における専用電話の利用 <p>2 林野火災予消防対策協議会</p> <p>林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。</p> <p>（1）全道協議会</p> <p>全道の予消防対策については、北海道林野火災予消防対策協議会において推進する。</p> <p>（2）地区協議会</p> <p>オホーツク総合振興局の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関によって構成する地区林野火災予消防対策協議会において推進する。</p> <p>（3）町の組織</p> <p>町の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された津別町林野火災予消防対策協議会において推進する。</p> <p>3 気象情報対策</p> <p>林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次によって警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。</p> <p>（1）火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）</p> <p>林野火災気象通報は、火災気象通報により網走地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1182 2635 1444"> <caption>火災気象通報の通報基準</caption> <thead> <tr> <th>発表官署</th> <th>地域名（一時細分区域名）</th> <th>通報基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網走地方気象台</td> <td>網走地方</td> <td>実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）伝達系統</p> <p>火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。</p>	発表官署	地域名（一時細分区域名）	通報基準	網走地方気象台	網走地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。	
発表官署	地域名（一時細分区域名）	通報基準												
網走地方気象台	網走地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。												
発表官署	地域名（一時細分区域名）	通報基準												
網走地方気象台	網走地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。												

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<div data-bbox="261 193 1320 655" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[網走地方気象台] --> B[道] B --> C[オホーツク総合振興局] B --> D[町] D --> E[美幌・津別広域事務組合津別消防署] D --> F[関係機関] E -.-> G[地域住民] F -.-> G </pre> </div> <p data-bbox="528 667 1038 697">----> は、町長が火災に関する警報を発した場合</p> <p data-bbox="154 730 1400 1213"> ア 道 通報を受けた道は、直ちにこれをオホーツク総合振興局及び町へ通報する。 イ 町 通報を受けた町は、美幌・津別広域事務組合津別消防署へ通報する。 また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。 火災に関する警報を発した町は、美幌・津別広域事務組合津別消防署、関係機関、地域住民等へ周知を図る。 ウ 関係機関 火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じる。 </p> <div data-bbox="694 1264 1397 1312" data-label="Text" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 資料22 山火事用資機材 </div> <p data-bbox="154 1360 1400 1575"> 第3 災害応急対策 1 情報通信 （1）情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。 </p>	<div data-bbox="1507 193 2567 655" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1780 667 2291 697">----> は、町長が火災に関する警報を発した場合</p> <p data-bbox="1430 730 2677 1213"> ア 道 通報を受けた道は、直ちにこれをオホーツク総合振興局及び町へ通報するものとする。 イ 町 通報を受けた町は、美幌・津別広域事務組合津別消防署へ通報するものとする。 また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。 火災に関する警報を発した町は、美幌・津別広域事務組合津別消防署、関係機関、地域住民等へ周知を図るものとする。 ウ 関係機関 火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。 </p> <div data-bbox="1970 1312 2674 1360" data-label="Text" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 資料22 山火事用資機材 </div> <p data-bbox="1430 1360 2677 1575"> 第3 災害応急対策 1 情報通信 （1）情報通信連絡系統 広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。 </p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<div data-bbox="281 199 1299 630" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="163 640 350 674">（2）実施事項</p> <p data-bbox="148 682 1394 945"> ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。 イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。 ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。 エ 町及びオホーツク総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。 </p> <p data-bbox="148 997 311 1031">2 災害広報</p> <p data-bbox="148 1039 1394 1165">災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。</p> <p data-bbox="163 1176 549 1209">（1）被災者の家族等への広報</p> <p data-bbox="148 1218 1394 1302">町及び関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。</p> <ul data-bbox="163 1312 742 1522" style="list-style-type: none"> ア 災害の状況 イ 家族等の安否情報 ウ 医療機関等の情報 エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 オ その他必要な事項 <p data-bbox="163 1533 489 1566">（2）地域住民等への広報</p> <p data-bbox="148 1575 1394 1659">町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <ul data-bbox="163 1669 742 1921" style="list-style-type: none"> ア 災害の状況 イ 被災者の安否情報 ウ 医療機関等の情報 エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 オ 避難の必要性等、地域に与える影響 カ その他必要な事項 	<div data-bbox="1558 199 2576 630" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1424 640 1611 674">（2）実施事項</p> <p data-bbox="1409 682 2671 987"> ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。 イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。 ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。 エ 町及びオホーツク総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。 </p> <p data-bbox="1409 997 1573 1031">2 災害広報</p> <p data-bbox="1409 1039 2671 1165">災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施するものとする。</p> <p data-bbox="1424 1176 1810 1209">（1）被災者の家族等への広報</p> <p data-bbox="1409 1218 2671 1302">町及び関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。</p> <ul data-bbox="1424 1312 2003 1522" style="list-style-type: none"> ア 災害の状況 イ 家族等の安否情報 ウ 医療機関等の情報 エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 オ その他必要な事項 <p data-bbox="1424 1533 1751 1566">（2）地域住民等への広報</p> <p data-bbox="1409 1575 2671 1659">町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。</p> <ul data-bbox="1424 1669 2003 1921" style="list-style-type: none"> ア 災害の状況 イ 被災者の安否情報 ウ 医療機関等の情報 エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要 オ 避難の必要性等、地域に与える影響 カ その他必要な事項 	

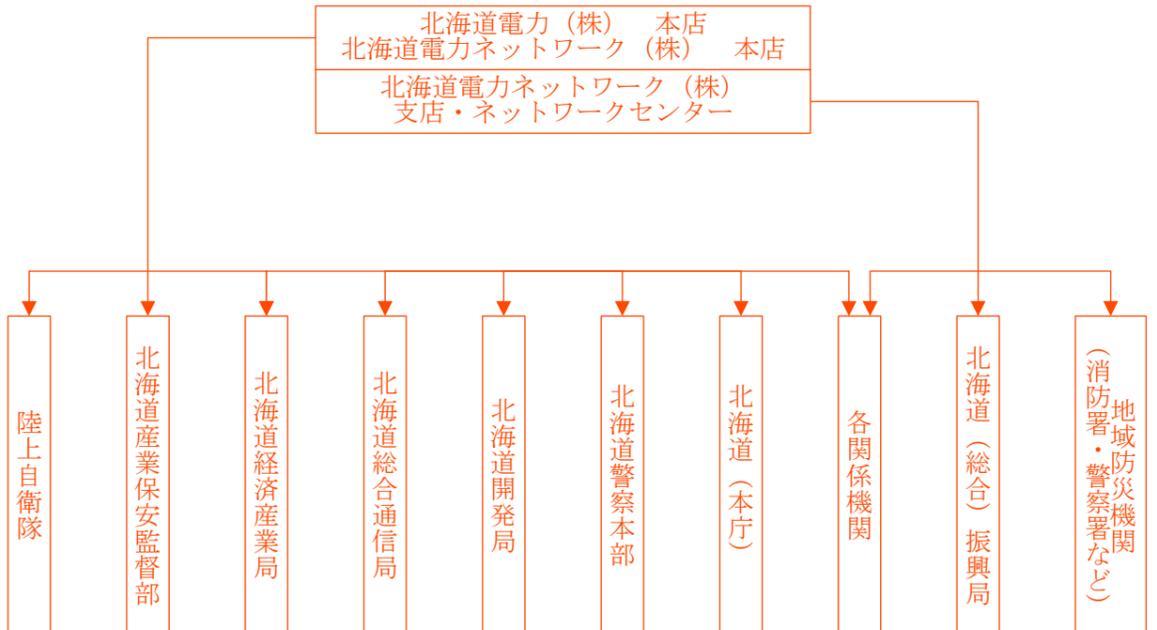
現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>3 応急活動体制</p> <p>（1）町 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（2）防災関係機関 関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（3）災害対策現地合同本部の設置 道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 消防活動 美幌・津別広域事務組合津別消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。</p> <p>（1）林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。</p> <p>（2）住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。</p> <p>5 避難措置 町は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施する。</p> <p>6 救助・救急活動 林野火災発生時における救助・救急活動については、第5章第9節「救助救出計画」を準用し、実施する。</p> <p>7 医療救護活動 林野火災発生時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用し、実施する。</p> <p>8 交通規制 美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。</p> <p>9 ヘリコプターの要請 林野火災の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。</p> <p>10 自衛隊派遣要請 災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第28節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>11 広域応援 町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、</p>	<p>3 応急活動体制</p> <p>（1）町 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（2）防災関係機関 関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（3）災害対策現地合同本部の設置 道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。</p> <p>4 消防活動 美幌・津別広域事務組合津別消防署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。</p> <p>（1）林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。</p> <p>（2）住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。</p> <p>5 避難措置 町は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第5章第4節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施するものとする。</p> <p>6 救助・救急活動 林野火災発生時における救助・救急活動については、第5章第9節「救助救出計画」を準用し、実施する。</p> <p>7 医療救護活動 林野火災発生時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」を準用し、実施する。</p> <p>8 交通規制 美幌警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施するものとする。</p> <p>9 ヘリコプターの要請 林野火災の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第8節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。</p> <p>10 自衛隊派遣要請 災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請するものとする。</p> <p>11 広域応援 町及び美幌・津別広域事務組合津別消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>道、他都府県及び国へ応援を要請する。</p> <p>第6節 大規模停電対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>町域において、突発的に発生した停電事故により、多数の住民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「停電事故」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救出活動、医療活動を実施するため、町及び防災関係機関並びに北海道電力株式会社がとる対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>(1) 町及び防災関係機関並びに北海道電力株式会社は、大規模な停電事故が発生した場合に備え、円滑かつ的確な応急対策が行えるように緊急時の情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>(2) 町及び防災関係機関は、停電事故が発生した場合の情報通信手段の確保に努めるとともに、連絡先のリストの整備に努める。</p> <p>2 応急活動体制の整備</p> <p>町及び防災関係機関は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、応急活動のマニュアルを作成</p>	<p>村、道、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。</p> <p>第6節 大規模停電対策計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>町域において、突発的に発生した停電により、多数の住民の生活に支障を来す事故が発生した場合（以下「大規模停電災害」という。）に、発生の原因と施設等の復旧、救助・救出活動、医療活動を実施するため、町、防災関係機関、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社がとる対策については、本計画の定めるところによる。</p> <p>第2 災害予防</p> <p>1 実施事項</p> <p>(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。</p> <p>ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。</p> <p>(2) 防災関係機関</p> <p>ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。</p> <p>イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。</p> <p>ウ 民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。</p> <p>エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。</p> <p>カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等の重要施設</p> <p>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。</p> <p>2 情報連絡体制の整備</p> <p>(1) 町、防災関係機関、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、大規模停電災害時に備え、円滑かつ的確な応急対策が行えるように緊急時の情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>(2) 町及び防災関係機関は、大規模停電災害発生時の情報通信手段の確保に努めるとともに、連絡先のリストの整備に努める。</p> <p>3 応急活動体制の整備</p> <p>町及び防災関係機関は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、応急活動のマニュアルを作成</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>し、職員へ周知し、必要に応じ訓練等を実施する。</p> <p>3 施設・資機材等の整備</p> <p>(1) 町及び防災関係機関は、停電事故が発生した場合に、的確な応急活動が実施できるよう資機材及び電源確保に努める。</p> <p>(2) 町は、とくに厳冬期の避難場所の運営のために必要な暖房器具や非常電源及び燃料の確保に努める。</p> <p>(3) 町は、停電時における災害対策本部機能の確保に努める。</p> <p>4 北海道電力株式会社の措置</p> <p>北海道電力は、停電事故の発生に備え、第5章第20節「電力施設災害応急計画」に定めるほか、停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を実施する。</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>停電事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>情報通信連絡系統は、次のとおりとする。</p>  <p>2 実施事項</p> <p>(1) 町</p> <p>町は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、道知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。</p> <p>(2) 北海道電力株式会社</p> <p>停電事故が発生した場合は、町及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。</p>	<p>し、職員へ周知し、必要に応じ訓練等を実施する。</p> <p>4 施設・資機材等の整備</p> <p>(1) 町及び防災関係機関は、大規模停電災害発生時に、的確な応急活動が実施できるよう資機材及び電源確保に努める。</p> <p>(2) 町は、とくに厳冬期の避難場所の運営のために必要な暖房器具や非常電源及び燃料の確保に努める。</p> <p>(3) 町は、停電時における災害対策本部機能の確保に努める。</p> <p>5 北海道電力ネットワーク株式会社の措置</p> <p>北海道電力及び北海道電力ネットワーク株式会社は、大規模停電災害の発生に備え、第5章第20節「電力施設災害応急計画」に定めるほか、大規模停電災害が発生した場合に、的確な応急活動を実施する。</p> <p>第3 災害応急対策</p> <p>1 情報通信</p> <p>大規模停電災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 情報通信連絡系統</p> <p>情報通信連絡系統は、次のとおりとする。</p>  <p>2 実施事項</p> <p>(1) 町</p> <p>町は、当該地域において大規模停電災害発生時は、本計画の定めるところにより、速やかにその状況を取りまとめて、知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。</p> <p>(2) 北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>大規模停電災害が発生した場合は、町及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。</p> <p>(3) 防災関係機関</p> <p>ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>3 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。</p> <p>（1）実施機関</p> <p>町（美幌・津別広域事務組合消防本部）、道、北海道電力株式会社</p> <p>（2）実施事項</p> <p>町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について住民への広報を実施する。</p> <p>ア 事故の発生日時及び場所</p> <p>イ 被害状況</p> <p>ウ 応急対策実施状況</p> <p>エ 住民に対する避難勧告等の状況</p> <p>オ 住民及び被災者に対する協力及び注意事項</p> <p>カ その他必要と認められる事項</p> <p>4 応急活動体制</p> <p>町及び防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努める。</p> <p>（1）町</p> <p>町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような避難対策を行う。</p> <p>ア 病院などの人命に直接関わる施設への優先復旧の準備</p> <p>イ 電源、暖房、毛布、食料などを整えた避難場所の開設及び食料や燃料の補充体制の確保</p> <p>ウ 広報車、ホームページ等による住民への避難施設情報等の周知</p> <p>エ 自治会等の協力を得ながら、高齢者などの避難行動要支援者を含む在宅者に対する声かけ</p> <p>オ 避難者の健康管理に配慮した保健師などによる巡回</p> <p>カ 非常用発電資材の調達</p> <p>（2）美幌・津別広域事務組合消防本部</p> <p>ア 消防車等を活用した警戒パトロール</p> <p>イ 停電地区での通電火災の注意喚起</p>	<p>イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。</p> <p>ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。</p> <p>3 災害広報</p> <p>災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。</p> <p>（1）実施機関</p> <p>町（美幌・津別広域事務組合消防本部）、道、北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>（2）実施事項</p> <p>実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。</p> <p>ア 停電及び停電に伴う災害の状況</p> <p>イ 関係機関の災害応急対策に関する情報</p> <p>ウ 停電の復旧の見通し</p> <p>エ 避難の必要性等、地域に与える影響</p> <p>オ その他必要な事項</p> <p>4 応急活動体制</p> <p>町及び防災関係機関は、事前に大規模停電災害に関する情報提供を受けた場合、大規模停電災害に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努める。</p> <p>（1）町</p> <p>町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような避難対策を行う。</p> <p>ア 病院などの人命に直接関わる施設への優先復旧の準備</p> <p>イ 電源、暖房、毛布、食料などを整えた避難場所の開設及び食料や燃料の補充体制の確保</p> <p>ウ 広報車、ホームページ等による住民への避難施設情報等の周知</p> <p>エ 自治会等の協力を得ながら、高齢者などの避難行動要支援者を含む在宅者に対する声かけ</p> <p>オ 避難者の健康管理に配慮した保健師などによる巡回</p> <p>カ 非常用発電資材の調達</p> <p>（2）美幌・津別広域事務組合消防本部</p> <p>ア 消防車等を活用した警戒パトロール</p> <p>イ 停電地区での通電火災の注意喚起</p> <p>（3）防災関係機関</p> <p>関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>（4）北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害応急対策を講ずるものとする。</p> <p>イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>（3）北海道警察北見方面本部</p> <p>ア 信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施</p> <p>イ 防犯対策のための警戒活動</p> <p>（4）道路管理者</p> <p>ア 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施</p> <p>イ 各道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める</p> <p>ウ ロードヒーティング停止による路面凍結対策及び除雪対策</p>	<p>設置して非常災害対策活動を実施する。</p> <p>ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。</p> <p>5 消防活動</p> <p>大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。</p> <p>ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助</p> <p>イ 火災発生に対する迅速な消火活動</p> <p>ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送</p> <p>6 医療救護活動</p> <p>大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。</p> <p>7 交通対策</p> <p>災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。</p> <p>（1）北海道警察北見方面本部</p> <p>信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。</p> <p>（2）道路管理者</p> <p>ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。</p> <p>8 避難所対策</p> <p>大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。</p> <p>9 応急電力対策</p> <p>（1）緊急的な電力供給</p> <p>ア 町は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。</p> <p>イ 町は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。</p> <p>ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。</p> <p>（2）通信機器等の充電対策</p> <p>関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。</p>	

現行（令和2年8月）	修正案（令和6年1月時点）	備考
<p>停電事故発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施する。</p> <p>6 広域応援</p> <p>町、道及び美幌・津別広域事務組合消防本部は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請する。</p> <p>第4 災害復旧</p> <p>北海道電力株式会社は、停電事故の発生原因を考慮し、迅速かつ適切に被害の復旧に努める。</p>	<p>10 給水対策</p> <p>町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。</p> <p>11 石油類燃料の供給対策</p> <p>町、及び道は大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。</p> <p>12 自衛隊派遣要請</p> <p>知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>13 広域応援</p> <p>町、道及び美幌・津別広域事務組合消防本部は、大規模停電災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。</p>  <p>※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置</p> <p>第4 災害復旧</p> <p>北海道電力ネットワーク株式会社は、大規模停電災害の発生原因を考慮し、迅速かつ適切に被害の復旧に努める。</p>	

